

第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」 リハーサル大会競技実施要項（案）

1 競技運営

(1) 個人競技

ア 陸上競技の出場種目は1人1種目とし、これに加えリレー1種目に出場できる。
イ 水泳及びフライングディスクは同一競技内で2種目まで出場できる。また、水泳は、これに加えてリレー1種目に出場できる。

なお、フライングディスクの2種目とは、アキュラシーのディスリート5又はディスリート7から1種目とディスタンスの計2種目である。

ウ 競技は男女別に行う。ただし、陸上競技の4×100mリレー、水泳の200mリレー、200mメドレーリレー及びフライングディスクのアキュラシー競技は除く。

エ 1組の競技者数は8人以内とし、予選を行わず1回の決勝競技とする。ただし、卓球は1組4人以内とし、競技方法は別に定める。

オ 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分の選手又は他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の決定及び表彰は、障害区分及び年齢区分別に行う。

(2) 団体競技

ア バスケットボール及びバレーボール（聴覚障害者・知的障害者）は男女別、バレーボール（精神障害者）は男女混合とし、他の競技は男女混合を可とする。

イ 試合は、原則として全国障害者スポーツ大会開催基準要綱細則3（1）②に規定する九州ブロック内の県・指定都市対抗とし、競技別実施要領に定めるところにより実施する。

ウ 競技日程に支障がない範囲で、交流戦を実施することができる。

(3) 実施態度

主催者（県）が競技運営主管団体と協議の上、決定する。

(4) 開始式・表彰式

ア 開始式

実施する場合は、原則、競技前に行う。

イ 表彰式

（ア） 陸上競技、水泳、フライングディスク及び卓球は、随時表彰を行う。

（イ） （ア）以外の競技は、競技終了後に行う。

(5) 競技記録及び成績の発表等

ア 競技の記録及び成績は、競技会場内の所定の場所において記録速報掲示板に掲示する。

イ 各競技の記録及び成績は、白波スタジアム（鹿児島県立鴨池陸上競技場）内の所定の場所において、主催者（県）が記録速報掲示板に掲示するとともに、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会のホームページに掲載する。

(6) 抗議

ア 競技上の抗議については、令和2年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会制定）の定めるところによる。

イ 選手の出場資格、組合せ及び障害区分の適用については、抗議することができない。

2 表彰

(1) 個人競技

各競技の組（組に異なった表彰区分がある場合はその表彰区分による）ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。

(2) 団体競技

1位から3位までのチームに賞状を、そのチームのそれぞれの選手にメダルを授与する。

3 参加申込み

(1) 申込方法

ア 個人競技

参加希望者は、所定の参加申込書により、取りまとめ団体（各市町村障害福祉担当課）を通じて申し込むものとする。

ただし、特別支援学校等については、所定の参加申込書により、学校ごとで参加者を取りまとめ、直接、実行委員会事務局へ申し込むものとする。また、アーチェリー競技への県外からの参加希望者は、鹿児島県アーチェリー協会を通じて申し込むものとする。

イ 団体競技

参加チームの派遣を行う九州ブロック内の県又は指定都市は、所定の参加申込書により直接実行委員会事務局へ申し込むものとする。

(2) 申込期限

令和2年1月10日（金）必着とする。

(3) 参加申込書の提出先及び問合せ先

申込者は、封筒に「二つ折り厳禁・参加申込書在中」と朱書きし、参加申込書を下記へ送付、又は持参すること。

〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局

（鹿児島県 国体・全国障害者スポーツ大会局）全国障害者スポーツ大会課

TEL 099-286-2903（直通） FAX 099-286-5553

(4) 申込後の変更の取扱い

原則として、申込締切後の変更は認めない。

4 番号布

(1) 個人競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。

ただし、水泳に出場する選手はIDカード（所属選手団、氏名、出場種目等を記載したもの）をもって番号布に代える。

(2) 番号布（IDカードを含む。）は主催者が準備し、選手に配布する。

(3) 番号布の布地の色は、障害別に次のとおり色分けし、数字は黒色とする。なお、障害が重複している場合には、出場する障害部門の色の番号布を使用し、布の下端5センチメートルに他の重複する障害部門の色を表示する。

ア 肢体不自由者 白

イ 視覚障害者 薄緑

ウ 聴覚障害者 黄

エ 知的障害者 桃

オ 内部障害者 水色

カ 精神障害者 薄茶

5 競技場への入退場

- (1) 係員の指示に従うものとする。
- (2) 出場選手の介助等のため競技場内に入場する者は、あらかじめ主催者の許可を受け、主催者が用意するビブス等を着用した者に限る。

6 その他

この要項に定めるもののほか、競技運営上必要な事項は、競技ごとに競技運営主管団体と協議の上、競技別実施要領に定める。